

給与所得者の市・県民税は

「特別徴収」で納税を

問合せ先

税務課市民税係

☎1134

市・県民税の特別徴収とは

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者（事業者）が、所得税の源泉徴収と同じように、市・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を天引きして、市へ納税する制度です。

これに対して、各個人が納付書を使って金融機関などで支払ったり、口座振替で納めたりすることを普通徴収といえます。

「所得税は天引きしているが、市・県民税は引いていない」ということはありませんか？

地方税法第321条の3、第321条の4および鳥羽市税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者となり、パートやアルバイトなどを含むすべての従業員から、

市・県民税を特別徴収していただくことになっていきます。

特別徴収に切り替えると手間がかかるのでは？

市・県民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書などに基づいて市が行い、従業員ごとの市・県民税額を市から通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて市へ納めていただくこととなります。

従業員のみなさんにとってのメリット

また、従業員が10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。（納期の特例の承認）

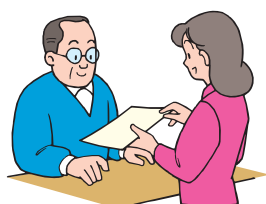
事業所で特別徴収を行っていただくことで、従業員のか

たにとつては、納税に行く手間を省くことができます。また、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員の1回あたりの納税の負担が少なくて済みます。

特別徴収への切り替え手続き

毎年1月31日までに市へ提出していただく給与支払報告書総括表の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切り替」と記入してください。

市で記載内容を確認して、切り替えの手続きを行います。



ご協力をお願いします

三重県と県内全市町では、市・県民税特別徴収の推進に取り組んでいます。

地方税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

市・県民税特別徴収の流れ

